

自転車の安全利用の推進

(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

自転車事故は被害者になるだけでなく、加害者となる場合があることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、次の項目を推進します。

自転車利用者は

- 「自転車安全利用五則」など交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図りましょう。



家庭・学校・地域・職場では

- 子供が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるとともに、「自転車安全利用五則」など自転車の正しいルールやマナーについて指導しましょう。
- 自転車走行中の携帯電話等使用は禁止されていることを指導しましょう。
- 職場の朝礼等を利用して、自転車利用中に多い出会い頭や接触事故等の身近な事例を挙げて指導しましょう。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライトを点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

関係機関・団体では

- 自転車利用者に参加・体験型交通安全教室等を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図りましょう。

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用に徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進します。

運転者は

- 発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認及び着用後の発進を実践しましょう。

家庭・学校・地域・職場では

- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用に習慣付けましょう。
- 出勤・退勤時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。



関係機関・団体では

- 各種キャンペーンや交通安全教育等を通じて、全ての座席のシートベルト等の着用義務及び着用効果について周知を図りましょう。

重点 3 飲酒運転の根絶

運転者をはじめ広く県民一人一人に対し、飲酒運転による交通事故で尊い人命が失われている現状を訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進します。

運転者は

- 飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしない。」という強い意志をもちましょう。
- 二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、酒量や飲酒時間に配慮しましょう。

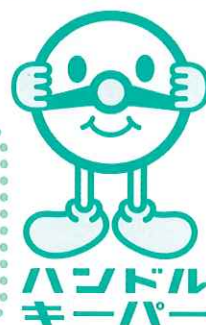


家庭・学校・地域・職場では

- 日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。
- 飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組み、規範意識を高めましょう。

関係機関・団体では

- 各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。



県内統一行事

5月11日 (月)	広報活動	強化の日	歩行者やドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼び掛けます。 登下校指導をはじめ、子供と高齢者に対する歩行中の危険行動、運転者に対する歩行者保護や全席シートベルト着用等について街頭指導を強化します。
5月13日 (水)	街頭指導活動		
5月15日 (金)	飲酒運転根絶啓発強化の日		飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強化します。
5月20日 (水)	交通事故死ゼロを目指す日		住民一人一人が交通事故に注意して行動するよう呼び掛けます。

長崎県交通安全年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー